平成　　年度　　町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与取入	
	給与所得	
	その他の所得計	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時

総所得金額①	

課税標準	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

控除	老配	扶養親族該当区分					本人該当区分						
		特定	同居老	老人	16歳未満	その他	障害	特障	他障	未成年者	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	雑損失

（摘要）

税額			
民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
特別徴収税額⑧			
控除不足額⑨			
既充当額⑩			
既納付額⑪			
差引納付額（⑧−⑩−⑨）⑩			
変更前税額⑫			
増減額（⑧−⑫）			
変更月	月		

受給者番号	氏名	指定番号
住所		個人番号

あなたの特別徴収税額を上記のとおり決定（変更）したので、地方税法第1条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。

（教示文）

平成　　年　　月　　日　　福岡県糟屋郡宇美町長

納付額								
	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先　宇美町役場税務課町民税係　(TEL)092-932-1111　内線143
直通　092-934-2242